争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 後藤 朋子執行委員長から、令和2年10月16日、労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項及び労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和2年10月20日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事 件

年末一時金等に関する事項

2 争議行為の日時

令和2年10月27日(火)午前零時以降、要求書解決に至る間

3 争議行為の場所

「いばらきあおぞら労働組合」

- (1) 取手市新町3-13-11 あおぞら診療所
- (2) 牛久市ひたち野東3-24-3 住宅型有料老人ホームにれの家
- (3) 取手市青柳480-2 生協くらしのサポートセンター青柳
- 4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を単独もしくは併用して実施する。ただし、ストライキに入った場合の 保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外する。

5 本組合加盟組合の内、争議をおこなう組織

いばらきあおぞら労働組合 執行委員長 三浦 洋美